

## 福井市社会福祉協議会広報紙広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市社会福祉協議会（以下「本会」という。）において、地域福祉を推進する財源を確保するために、広報紙「社協だより まごころ」に掲載する広告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告主)

第2条 広告主は、特別賛助会員及び賛助会員（10口以上）の中から、掲載を希望する企業等とする。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 個人若しくは団体の名刺広告又は意見広告
- (5) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (7) 良好な美観風致を害するおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、広告を掲載することが不相当と会長が認めるもの

(掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は、本会が指定する。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、1区画（縦5.5cm×横9cm）とする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1区画1回20,000円（消費税別）とする。

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、本会の広報紙及びホームページを利用して行うものとする。

- 2 広告掲載を希望する者は、広告掲載申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、掲載する原稿のデータを添えて申し込むこととする。

(掲載の決定)

第8条 本会は、前条の申し込みを受けたときは、第3条の規定に基づき内容を審査し、掲載の可否を決定して、広告掲載決定通知書（様式第2号）により広告掲載を希望する者に通知するものとする。

- 2 本会は、前条の規定により募集した結果、掲載することが適当であると判断した枠数が募集した区画数を超えることとなった場合は、協議により決定する。

(広告掲載料の支払)

第9条 広告掲載料の支払は、広告掲載決定通知書を受けた者が本会の指定する期日（以下「指定期日」という。）までに一括して支払うこととする。

(広告主の責任)

第10条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告のデザインやデータ等の作成費は、広告主の負担とする。

(掲載の取り消し)

第11条 本会は、広告を掲載することを決定した後に、第3条の各号のいずれかに該当することが判明したとき、又は広告主が指定期日までに広告掲載料の支払いがなかったときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第12条 本会は、支払済みの広告掲載料は返還しない。ただし、本会の責めによる事由により広告掲載ができないときは、この限りでない。

(協議)

第13条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本会の判断に従うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和元年9月10日から施行する。